

令和7年度東京都税制調査会 第1回 小委員会

【テーマ1】

個人所得課税
（「ふるさと納税」）

令和7年6月12日

「ふるさと納税」 目次

資料名	頁
「ふるさと納税」、寄附金税制に関する論点	1
「ふるさと納税」の概要	2
令和6年度東京都税制調査会報告（「ふるさと納税」）	3
「ふるさと納税」受入額及び住民税控除適用者数（全国計）	4
「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況（令和6年度課税）	5
寄附受入額の自治体間格差の状況	6
「ふるさと納税」に関する新たな事例	7
令和7年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求	8
「ふるさと納税の指定基準の見直し」（総務省 令和6年6月28日付け告示第203号）	9
寄附金税制の対象一覧（国税・個人住民税の法律上の取扱い）	10
東京都の条例指定寄附金一覧と対象法人数	11
寄附の現状や寄附金税制の活用状況（内閣府調査）	12～14
「ふるさと納税」廃止後の地方団体に対する寄附金について（控除額のイメージ）	15

論点 1

「ふるさと納税」に関する昨今の状況変化を踏まえ、改めて「ふるさと納税」についてどう考えるか

論点 2

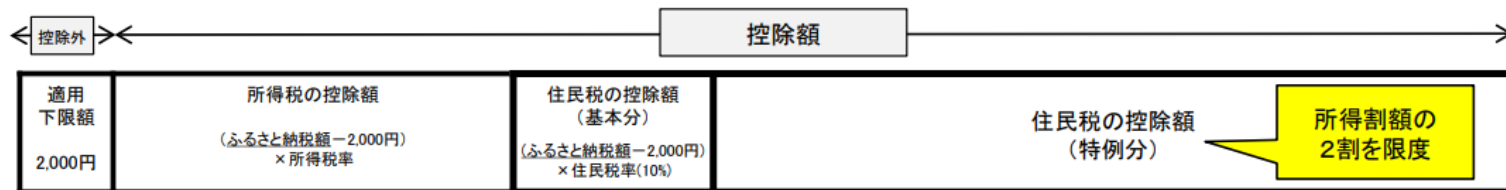
「ふるさと納税」に代わる寄附文化の醸成に資する寄附金税制とはどのようなものか

- 寄附金税制において、控除割合をどの程度にすべきかなど、税制上どのようにインセンティブを与えられるか

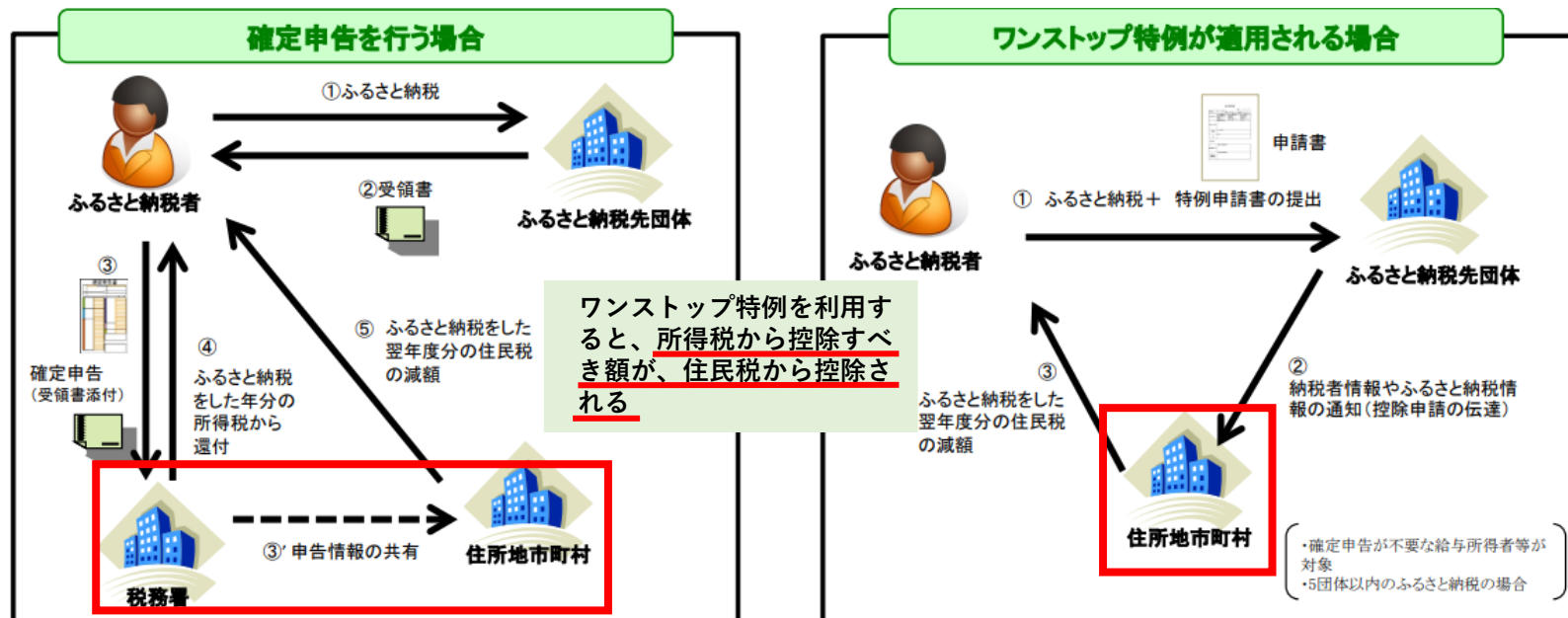
「ふるさと納税」の概要

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。
（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）



「ふるさと納税」制度は多くの問題点があることから、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行い、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである

【問題点】

- **受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに垂直的公平の観点でも大きな問題**
- インターネット通販化した実態など、**本来は見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化**
- 寄附受入額について**地方自治体間格差が生じている**
- 返礼品調達費のほか様々な費用により、**地方自治体が活用できるのは寄附額の5割程度にとどまり**、本来、住民への行政サービスとして提供されるべき財源が地方自治体の外に流出しているとも言える
- 「ワンストップ特例制度」は、**地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度**

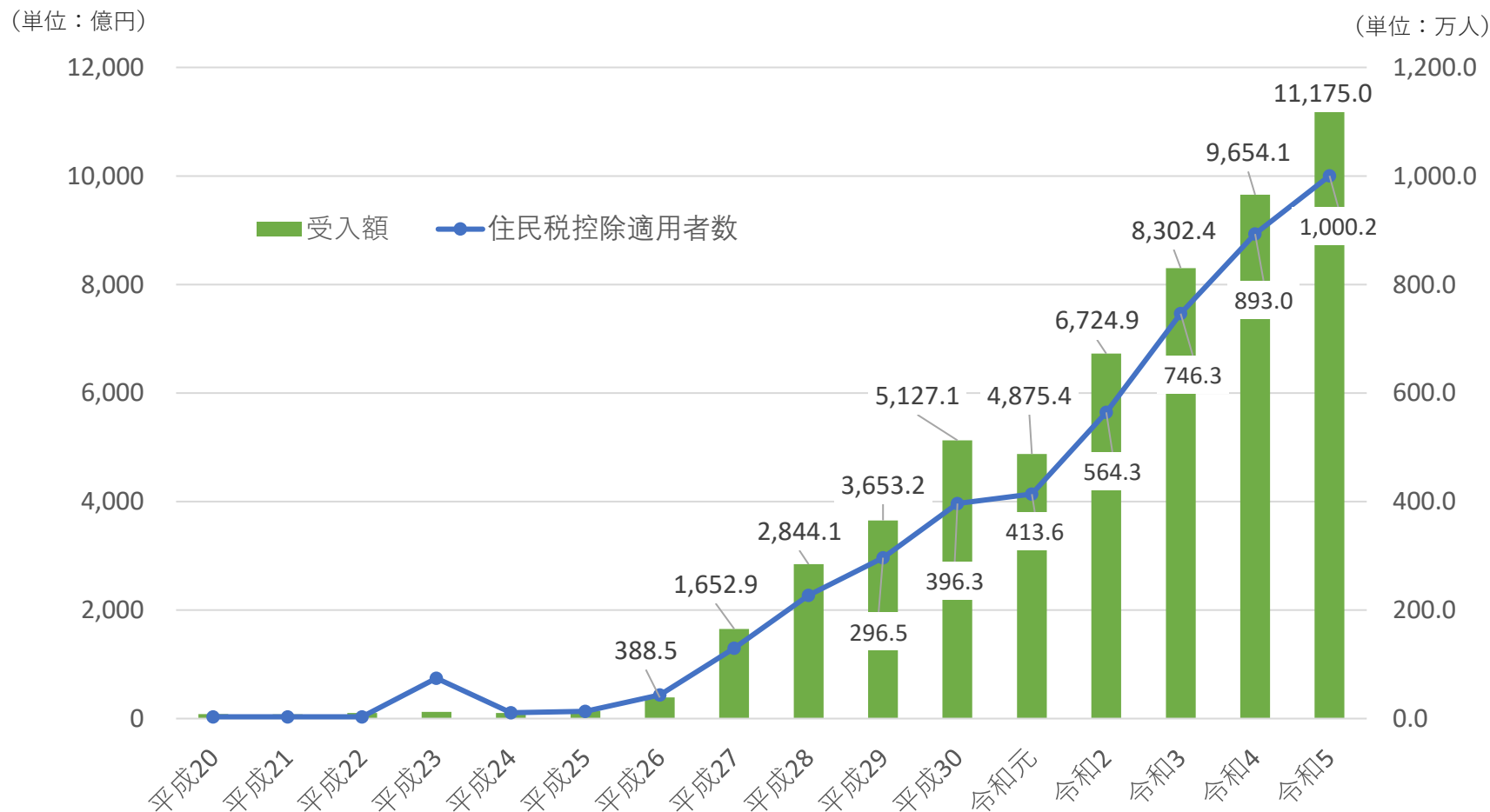
【見直し策として出された意見】

- 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、**返礼割合を段階的に引き下げていくべき**
- 垂直的公平の観点から、**特例分の控除額に定額で上限を設定**することが考えられる
- 返礼品は、所得税法第78条第2項第1号における「特別の利益」に当たると考えられ、**寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき**
- 「ワンストップ特例制度」による地方自治体の税収減分は国によって補填されるべき
- 地方自治体が**寄附先を指定できる制度**とすることも考えられる
- **都民に問題点を提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要**

「ふるさと納税」受入額及び住民税控除適用者数（全国計）

○ 令和5年度の「ふるさと納税」の受入額は、1兆円を超える

○ 大手EC事業者の仲介事業への参入等により、今後も利用者のさらなる増加が見込まれる



注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」（令和6年8月）より作成
3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある

2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している
4 控除適用者数について、実際に住民税が控除される時期は翌年度となる

「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況（令和6年度課税）

- 令和6年度課税における控除額は約7,682億円（全国）、控除適用者数は約1,000万人（全国）
- 三大都市圏が全国の控除額の61.6%、適用者数の55.7%を占める
- 東京都及び都内区市町村が全国の控除額の約4分の1を占める

（単位:百万円、人）

		住民税控除額		適用控除者数	
			割合		割合
三大都市圏		472,890	61.6%	5,575,852	55.7%
	埼玉県	44,544	5.8%	625,845	6.3%
	千葉県	42,624	5.5%	557,193	5.6%
	東京都	189,933	24.7%	1,861,141	18.6%
	神奈川県	79,625	10.4%	971,082	9.7%
	愛知県	54,764	7.1%	720,563	7.2%
	大阪府	61,400	8.0%	840,028	8.4%
その他都道府県		295,341	38.4%	4,425,872	44.3%
全国合計		768,231	100.0%	10,001,724	100.0%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」（令和6年8月）より作成

2 「住民税控除額」は、都道府県分と市区町村分の合計

寄附受入額の自治体間格差の状況

- 「ふるさと納税」受入額は、上位7団体で約1割、上位20団体で約2割を占める

ふるさと納税受入額の多い20団体（令和5年度）

団体名			受入額
1	宮崎県	都城市	19,384
2	北海道	紋別市	19,213
3	大阪府	泉佐野市	17,514
4	北海道	白糠町	16,778
5	北海道	別海町	13,903
6	北海道	根室市	12,554
7	愛知県	名古屋市	11,710
上位7団体計			111,056
8	静岡県	焼津市	10,687
9	福岡県	飯塚市	10,513
10	京都府	京都市	10,006

約10%

（単位:百万円）

団体名			受入額
11	茨城県	境町	9,938
12	宮城県	気仙沼市	9,489
13	岩手県	花巻市	9,060
14	山梨県	富士吉田市	8,809
15	宮崎県	宮崎市	8,192
16	福井県	敦賀市	7,986
17	佐賀県	上峰町	7,543
18	北海道	弟子屈町	7,045
19	茨城県	守谷市	6,905
20	鹿児島県	志布志市	6,765
上位20団体計			223,994
全国合計			1,117,500

約20%

■自治体によっては、税收規模の十数倍もの寄附を受け入れ、基金に積み立てている例もある。

「ふるさと納税」に関する新たな事例

○ 「ふるさと納税」を巡り、以下のような事例がある

1 Amazonの参入（令和6年12月より）

- ・ 独自の配送網を持つ強みを活かし、翌日配送や配達日指定を謳い、仲介事業を展開
- ・ サイトに掲載されている自治体数は約1,000
- ・ 寄附先の自治体が支払う手数料は10%（既存大手業者と同水準）だが、数百万円の前払いにより、手数料を3.8%にまで引下げ

2 ファミリーマートによる返礼品事業の開始（令和7年3月より）

- ・ 店頭のプライベートブランド(PB)などを返礼品とし、利用者は寄附額に応じた数量を店頭で受領
- ・ アプリ上で欲しい商品を選んで寄附額を決めると、商品と引き換えできる回数券が発行される
- ・ 利用者は自宅や勤務地に近い店舗で回数券を使い、対象の商品を受け取る
- ・ 新潟県津南町に工場がある「新潟県津南の天然水」、愛媛県今治市が生産地の「今治タオル」など
寄附先は商品の製造工場がある自治体
- ・ 3年後をめどにメーカー商品にも対象を広げ、1,000商品に拡大、2030年度までに寄附額ベースで年100億円の利用目標を設定

3 ローソンの参入（令和6年12月より）

- ・ ローソンオリジナル返礼品やローソンファームで収穫した野菜など、38自治体約5,000品目を掲載
- ・ 今後も連携する自治体数や返礼品の種類を増加予定

令和6年11月に公表された「令和7年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求」における「最重点事項」として、以下のとおり問題点を指摘し、国に対し、見直しを求めている

（要望内容）

（１）「ふるさと納税」について、**受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。**

具体的には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

（２）「ワンストップ特例制度」は**廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。**

〔参考〕日本税理士会連合会「令和7年度税制改正に関する建議書」抜粋（令和6年6月27日）

いわゆる「ふるさと納税」について、**制度を利用できる者とできない者との間に経済的利益を享受する機会の不平等が生じている点は問題**であり、また、税の一部が他の自治体に移転することの問題と合わせ、看過できない部分について制限を加える必要がある。

＜基準への適合性に疑義が生じている事例＞

- （1）ポータルサイト等による**寄附に伴うポイント付与に係る競争が過熱**
- （2）返礼品の中に、区域内での工程が製品の企画立案等であり、**実際の製造地は区域外であるもの**がある
- （3）返礼品の中に、**全国展開**している宿泊施設や飲食店の利用券等、**当該地方団体との関連性が希薄なもの**がある

＜見直し内容＞

（1）は令和7年10月以降の寄附募集から適用
（2）・（3）は、令和6年10月以降の寄附募集から適用

- （1）寄附者に対し**ポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止**
- （2）製造者から、**当該製品の価値の過半が当該区域内で生じていることについての証明がされた場合に限定**
- （3）**地域との関連性が希薄（全国展開）な役務の提供は対象外**
宿泊については、同一都道府県内展開の宿泊施設に限る
【1人1泊5万円以下の宿泊、甚大な災害の被災地での宿泊は限定の対象外】

寄附金税制の対象一覧（国税・個人住民税の法律上の取扱い）

寄附金の区分		所得税		法人税	相続税	個人住民税	
		所得控除	税額控除	損金算入			
1 国に対する寄附金		○	-	全額	原則として非課税	×	
2 地方団体に対する寄附金		○	-	全額		○（ふるさと納税）※3	
3 指定寄附金 公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの		○	-	全額		○ ※4	
4 特定公益増進法人に対する寄附金	①独立行政法人	○	-	一定の範囲内		都道府県・市区町村が条例で指定すれば○	
	②試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	-				
	③自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	-				
	④公益社団法人・公益財団法人	○	○ ※1				
	⑤私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	○ ※1				
	⑥社会福祉法人	○	○ ※1				
	⑦更生保護法人	○	○ ※1				
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	-	一定の範囲内		×	×
6 NPO法人に対する寄附金	①都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人（※平成23年度改正前は国税庁長官が認定）	○	○				
	② ①以外のNPO法人	×	-	×	×	×	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	○ ※2	一定の範囲内	×	×	
8 一般の寄附金		×	-	一定の範囲内	×	×	

注 総務省自治税務局HP「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」より作成 ※1 PST要件と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金 ※2 政党及び政治資金団体に対する寄附金 10

※3 地方自治体の申出により国が指定した地方自治体への寄附金が対象（東京都は指定申出を行っていない） ※4 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金

東京都の条例指定寄附金一覧と対象法人数

寄附金の区分		対象法人数
指定寄附金 公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの		15法人
特定公益増進法人に対する寄附金	①独立行政法人	48法人
	②試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	3法人
	③自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	4 法人
	④公益社団法人・公益財団法人	2,376法人
	⑤私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	文部科学省所管 167法人 ※ 東京都所管 230法人
	⑥社会福祉法人	都内に主たる事務所を有する社会福祉法人
	⑦更生保護法人	都内に主たる事務所を有する更生保護法人
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		-
NPO法人に対する寄附金	①都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人（※平成23年度改正前は国税庁長官が認定）	302法人
	② ①以外のNPO法人	-

注 東京都主税局「東京都の条例指定寄附金一覧（令和6年12月時点）」より作成

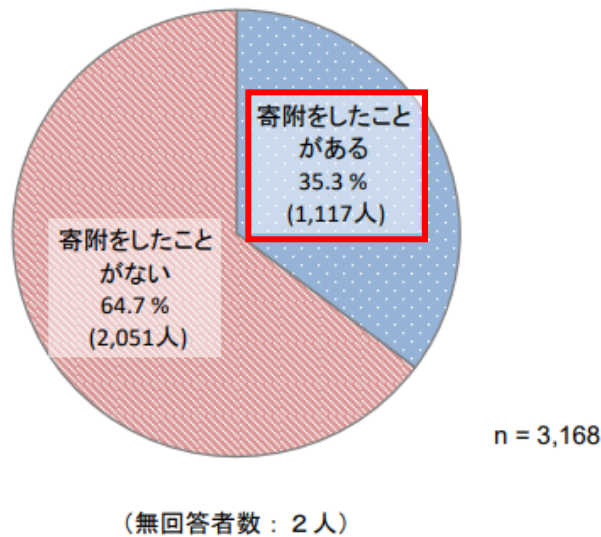
※「特定公益増進法人の認定」又は「所得税の税額控除の証明」を受けている学校法人への寄附金に限る

寄附の現状や寄附金税制の活用状況（内閣府調査①）

○ 令和5年に行われた市民調査では、寄附の現状や意識について以下の回答があった

1 寄附経験の有無

令和3年の1年間での寄附の経験



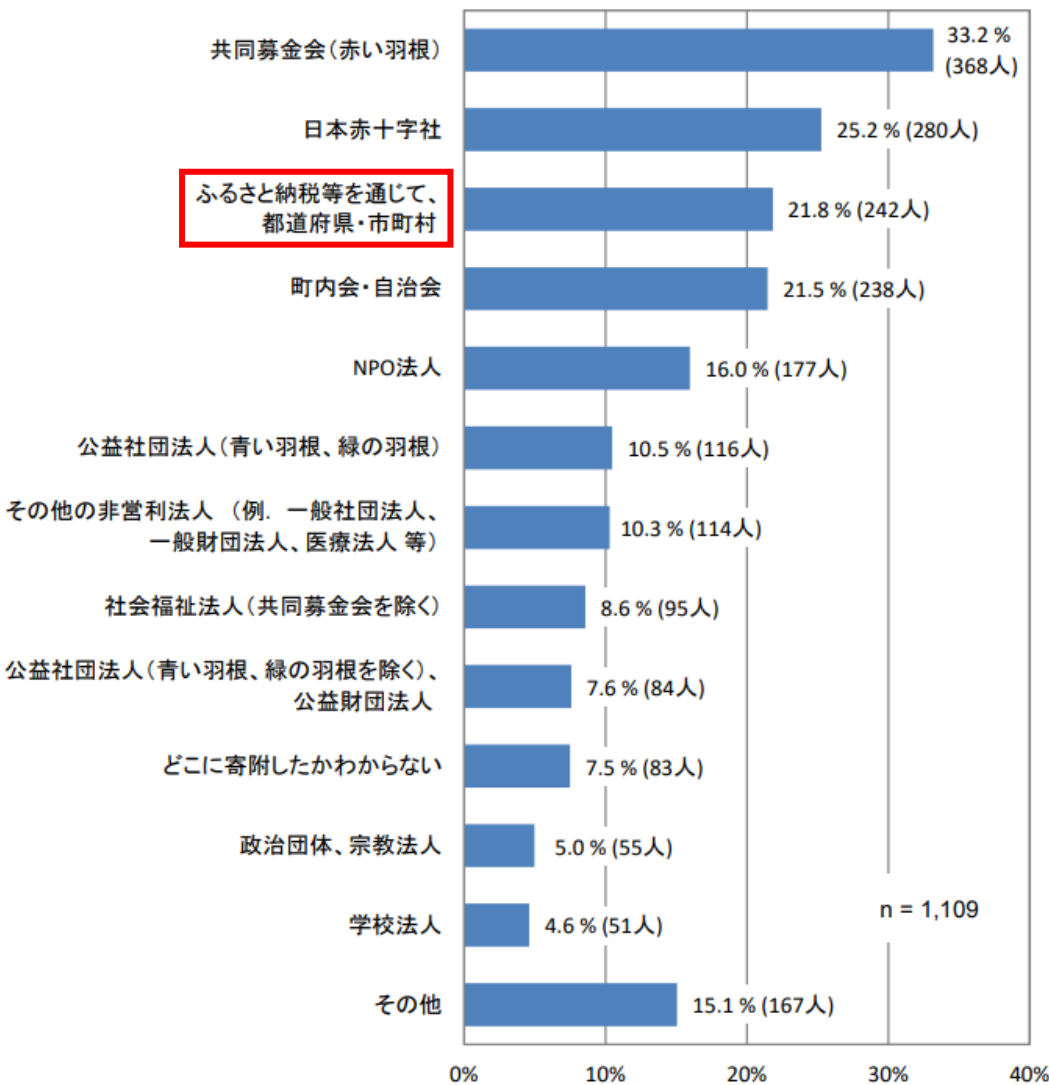
2 年間寄附金額（個人）と寄附回数

「寄附をしたことがある」と回答した人では、**1円以上2,000円未満が34.5%と最も多い**

回答者の年間寄附回数（個人）は、「**2回**」以下が過半数（**56.2%**）となっている

3 寄附をした相手

（無回答8人）
※複数回答可

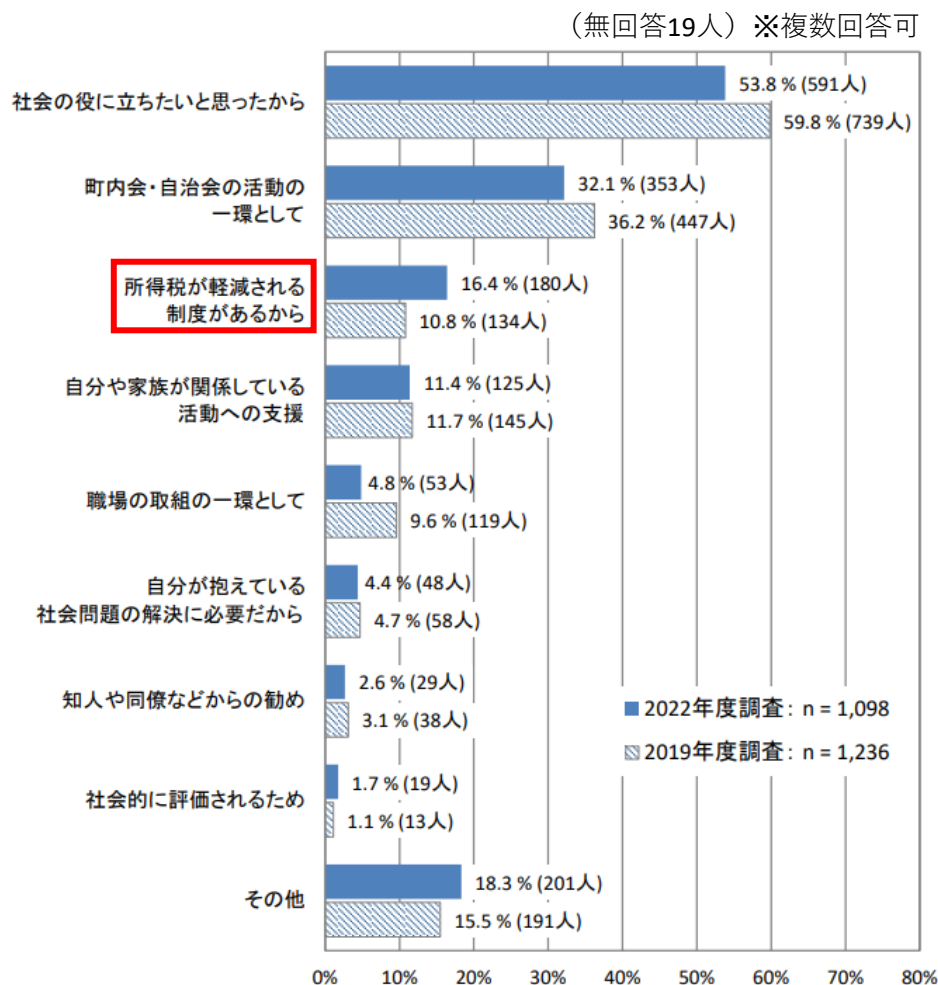


注 内閣府NPO HP「令和4年度 市民の社会貢献に関する実態調査」（令和5年9月）より作成

寄附の現状や寄附金税制の活用状況（内閣府調査②）

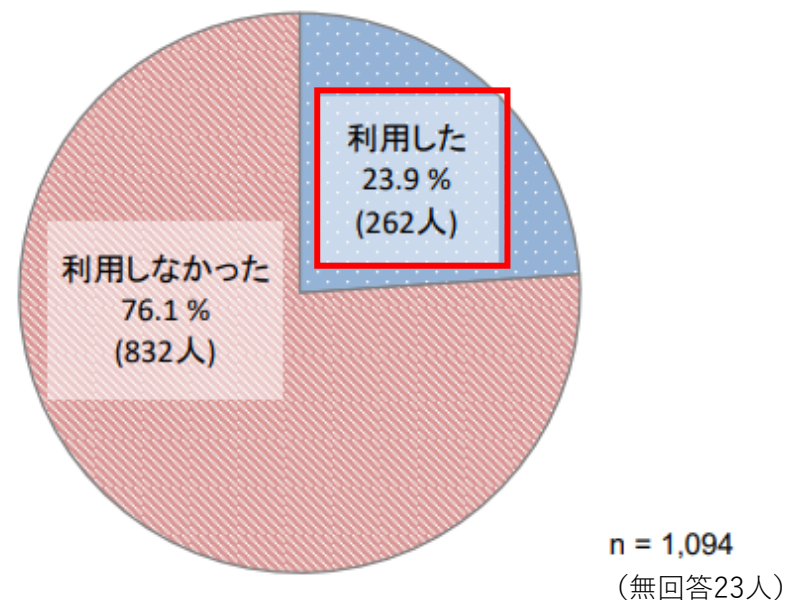
4 寄附をした理由

「社会の役に立ちたいと思ったから」（53.8%）、「町内会・自治会の活動の一環として」（32.1%）の順となっている



5 寄附金控除制度利用の有無

寄附金控除制度を「利用した」と回答した人は23.9%となった



参考：2019年度調査

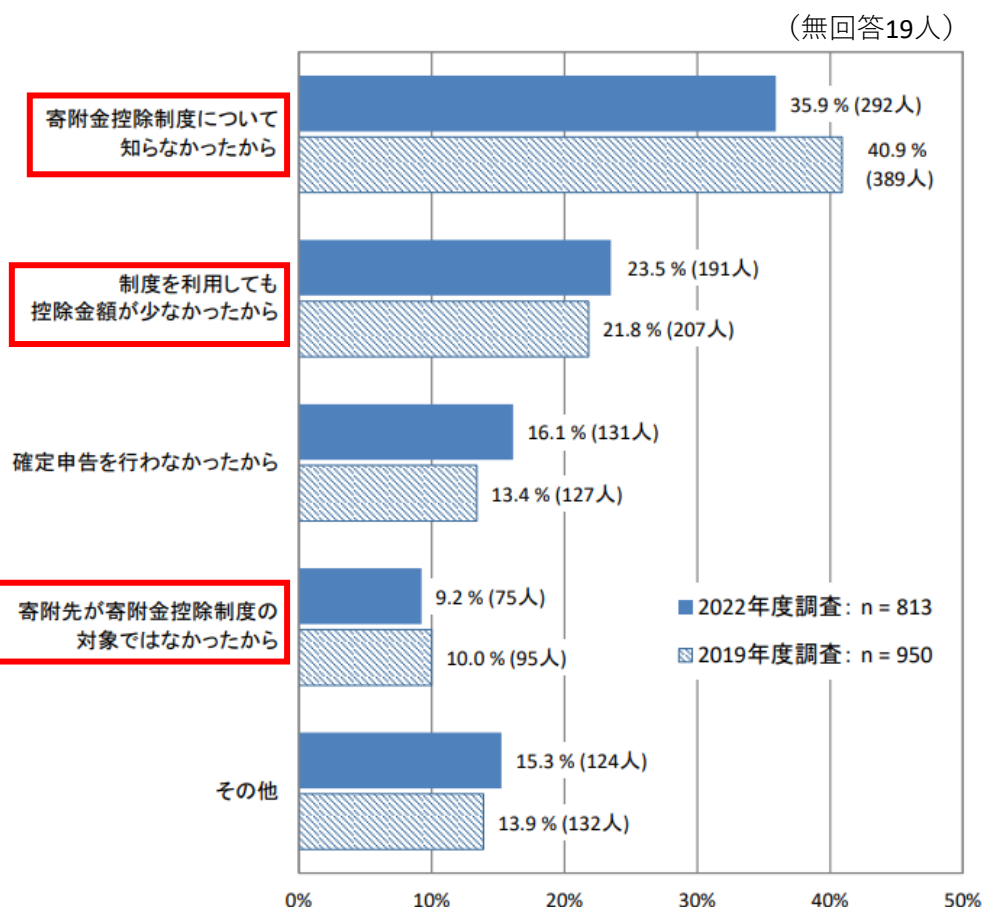
※ 2018年の1年間での寄附金控除制度利用の有無

	利用した	利用しなかった
100%	16.7%	83.3%
1,221人	204人	1,017人

寄附の現状や寄附金税制の活用状況（内閣府調査③）

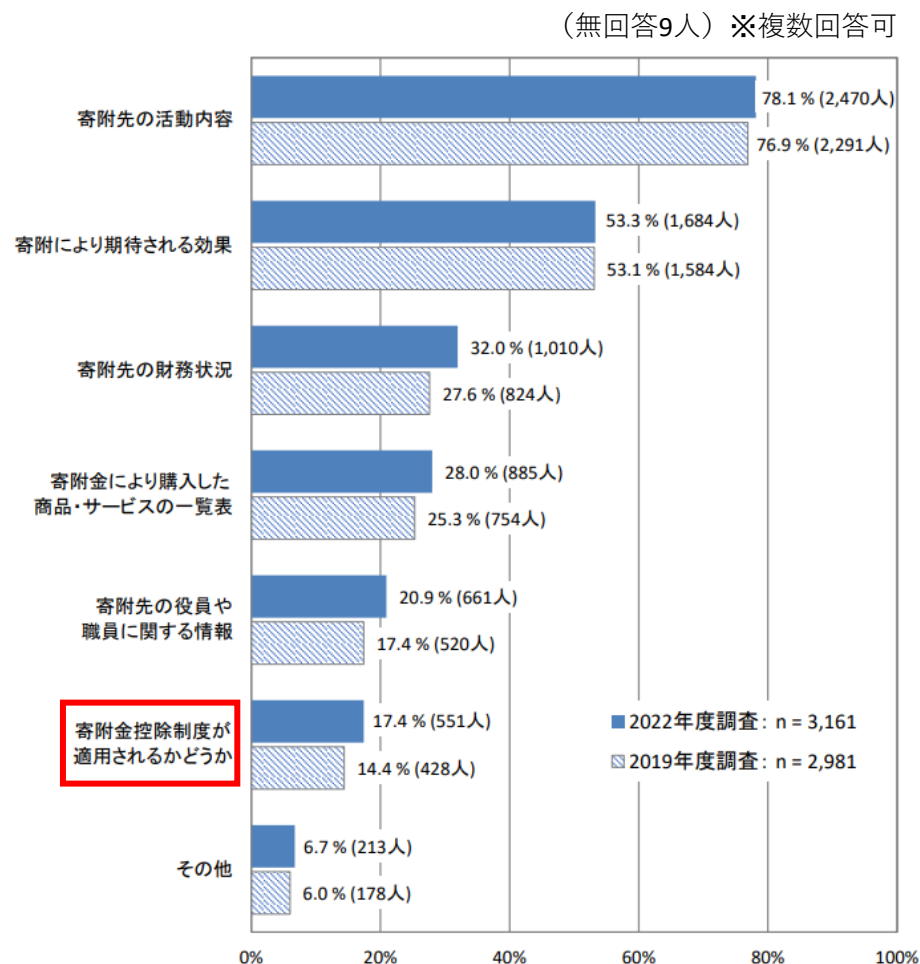
6 寄附金控除制度を利用しなかった理由

「利用しなかった」と回答した人の理由としては、「寄附金控除制度について知らなかったから」（35.9%）が最も多い



7 寄附を行う場合に必要と考える情報

「寄附金控除制度が適用されるかどうか」は、6番目の回答となっている



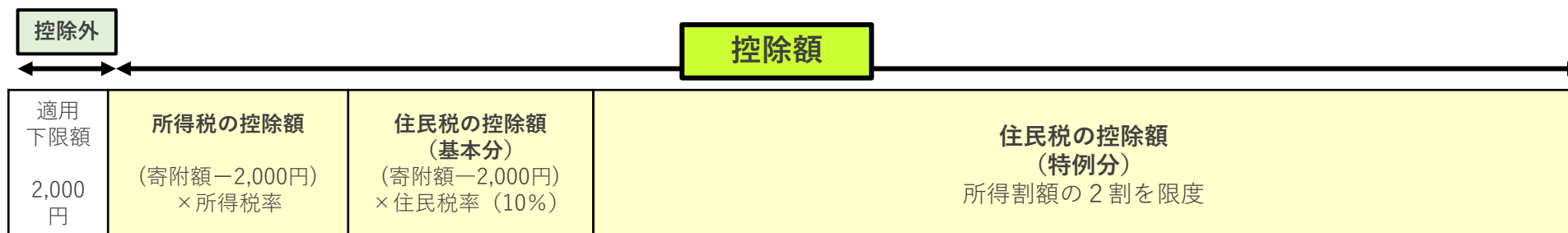
「ふるさと納税」廃止後の地方団体に対する寄附金について（控除額のイメージ）

- 「ふるさと納税」制度を廃止した場合、住民税の控除額（特例分）が適用されず、寄附者の控除額が大幅に減少（例：28,000円→5,600円）
- 寄附金税制において、控除割合をどの程度にすべきかなど、税制上どのようにインセンティブを与えられるか

年収700万円の給与所得者（夫婦、高校生の子一人）が30,000円寄附した場合

- 「ふるさと納税」の場合 2,000円を除く **28,000円** が控除される
- 既存の寄附税制の場合 2,000円を除く **5,600円** が控除される
（※所得税率を10%とした場合）

現行の「ふるさと納税」



「ふるさと納税」を廃止した場合

